

公益財団法人日本共同証券財団

定 款

# 公益財団法人日本共同証券財団 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本共同証券財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、金融、証券及び保険の各業務分野において広く国民一般の保護・支援のために行われる公益的諸施策に対する助成等を通じて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 金融、証券及び保険の各業界における公益的団体等が日本全国で行う国民一般の保護・支援のための諸活動及び調査研究活動に対する助成

(2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業の運営に必要な事項は、評議員会の決議により別に定める事業運営要綱によるものとする。

## 第3章 資産及び会計

(資産の種別等)

第5条 この法人の財産は、基本財産、特定資産及びその他の資産の3種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として公益法人への移行時の財産目録に基本財産として記載した資産

(2) 基本財産に繰り入れることを評議員会で決議した資産

3 特定資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 特定の目的のために積み立てた資産として公益法人への移行時の財産

目録に特定資産として記載した資産

(2) 特定資産に繰り入れることを理事会で決議した資産

- 4 その他の資産は、基本財産及び特定資産以外の資産とする。
- 5 第2項の基本財産及び第3項の特定資産のうち助成安定化等を目的として積み立てた特定資産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益認定法」という。）第18条に規定する公益目的事業財産とする。
- 6 前項の公益目的事業財産の運用益は、公益目的事業費に充当するほか、合理的な範囲内で管理費に充当することができる。

(資産の管理及び運用)

第6条 この法人の資産の管理及び運用は、理事会の決議により別に定める資産運用規程に則して、理事長が行うものとする。

- 2 基本財産は、公益目的事業を行うことを妨げることとなる処分又は担保への提供をしてはならない。ただし、公益目的事業遂行上やむを得ない理由があるときは、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を得て、基本財産の一部を処分し又は担保に供することができる。
- 3 助成安定化等を目的として積み立てた特定資産の取扱については、評議員会の決議により別に定める取扱規程による。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時

評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 事業報告書の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
  - (7) キャッシュ・フロー計算書
- 2 前項の書類については、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 この法人は、第1項の定時評議員会終了後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定するものとする。

## 第4章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

(評議員の設置)

第11条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(権限)

第12条 評議員は、評議員会を構成し、第17条に規定する事項の決議に参画するほか、法令で定めるその他の権限を行使する。

(選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人又は認可法人

- 3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記をし、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前項の規定にかかわらず、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 15 条 評議員に対して、毎年総額 200 万円を超えない範囲で、評議員会の決議により別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2. 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

## 第 2 節 評議員会

(構成)

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員の互選により、これを定める。

(権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 評議員並びに理事、監事及び会計監査人の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員並びに理事及び監事に対する報酬等の支給の基準

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は担保への提供

(7) 事業計画及び収支予算の承認

(8) 事業報告及び決算の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

- 4 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各評議員に対し通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催できる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、法令及びこの定款に別の定めがある場合を除き、決議に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、これに議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名が記名押印する。

## 第5章 役員等及び理事会

### 第1節 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長（代表理事）とする。

- 3 理事長以外の理事のうち2名以内を常務理事（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号に規定された業務執行理事）とすることができる。
- 4 理事長及び常務理事は、常勤とする。
- 5 この法人に、会計監査人を置く。

（理事の職務及び権限）

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画し、職務を執行する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
  - 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成するものとする。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
  - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
  - 4 監事は、その他監事に認められた法令上の権限及び義務を有する。

（会計監査人の職務及び権限）

- 第27条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告書を作成するものとする。
- 2 会計監査人は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する書面の閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
  - 3 会計監査人は、その他会計監査人に認められた法令上の権限及び義務を有する。

（役員及び会計監査人の選任）

- 第28条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって各々選任する。
- 2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えては



ならない。監事についても、同様とする。

- 3 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 理事長及び常務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。
- 5 監事及び会計監査人は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事、監事又は会計監査人に異動があったときは、2週間以内に登記をし、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（役員及び会計監査人の任期）

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前2項の規定にかかわらず、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第30条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。
    - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
    - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
    - (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない

とき。

- 3 監事は、会計監査人が前項の各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(役員及び会計監査人の報酬等)

- 第 31 条 理事及び監事に対して、評議員会の決議により別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。
  - 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事長がこれを定める。

(顧問)

- 第 32 条 この法人に、任意の機関として、顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し参考意見を述べることができる。
  - 3 顧問は、理事長が、理事会の決議を得て委嘱する。
  - 4 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。
  - 5 顧問に対して、報酬を支給することができるほか、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。
  - 6 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 2 節 理事会

(構成)

- 第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 34 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第 35 条 理事会は毎事業年度 2 回以上開催する。

2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 法令の定めに基づき、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号による場合には、理事が、前条第 2 項第 4 号後段による場合には、監事が、理事会を招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が、理事会を招集する。
- 3 理事長は、理事会の開催日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、招集の通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、理事長がこれに当り、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、理事の互選によりこれを定める。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、この定款に別の定めがある場合を除き、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について

異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第 40 条 理事、監事又は会計監査人が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、これに出席した理事長及び監事が記名押印する。

## 第 6 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的及び第 4 条に規定する事業、第 13 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第 44 条に規定する公益認定の取消等に伴う贈与については変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の決議を経て、第 3 条に規定する目的及び第 4 条に規定する事業並びに第 13 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 公益認定法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その変更事項につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合には、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 43 条 この法人は、一般法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が公益認定取消の処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、

評議員会の決議を経て、公益認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から 1 か月以内に、同法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 7 章 事務局

(設置等)

第 46 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。

(書類等の備置き及び閲覧)

第 47 条 主たる事務所には、法令で定めるところにより計算書類、事業報告書等の書類及び帳簿を備え置き、そのうち次の書類については一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員等の名簿
- (3) 第 8 条及び第 9 条に掲載する書類
- (4) 監査報告書及び会計監査報告書
- (5) その他法令で定める書類

## 第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法による。

## 第 9 章 雑則

(委任)

第 49 条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に必要な規則は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。ただし、第 49 条に規定する法人運営に関する必要な規則のうち公益法人への移行時にすでに効力を有するものについては、法令に違反しない限り、従前どおりの効力を認める。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
貝塚啓明 藏原千秋 斉藤 惇 中村芳夫 前田 庸  
三重野 康
- 4 この法人の最初の理事、監事及び会計監査人は、次に掲げる者とする。  
理 事 竹島邦彦 沖津武晴 奥 正之 渡邊光一郎  
藤原作弥 奥村洋彦  
監 事 常松幹義 野口喜一  
会計監査人 東陽監査法人
- 5 この法人の最初の理事長（代表理事）は竹島邦彦、常務理事（業務執行理事）は沖津武晴とする。
- 6 令和元年 6 月 6 日に一部改正。
- 7 令和元年 9 月 11 日に一部改正。